

電子図書館開館に伴う図書利用カード登録のご案内

合併20周年記念事業として、9月から古河市電子図書館が開館します。利用する場合は、図書利用カード(図書館を利用するためのカード)に記載された7桁の利用者番号が必要です。カードをお持ちでない人は登録の手続きをしてください。

【問】三和図書館Tel75-1511



図書利用カードは各図書館・図書室で登録できます(10月からはWebで登録可)

対象 市内在住・在勤・在学の人

持参物 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・学生証など住所と氏名が確認できるもの)

申込場所 古河図書館、三和図書館、中央公民館、ユースセンターKI防水、つつみ公民館、共和電設とねミドリ館、古河断熱中田公民館

※図書利用カードの有効期間は5年間です。期限が切れている人は更新の手続きをしてください。

【図書利用カード見本】



◆市内小中学校に在籍している児童生徒の皆さんへ

9月以降、学校を通して電子図書館を利用する際に必要なIDを順次通知します。



電子図書館って何ですか？

インターネットで、いつでも・どこでも電子書籍を借りて読むことができるサービスです。図書館に行かなくても、お持ちのスマホやパソコンなどで読書が楽しめます。

※利用できるのは、電子図書館用に用意した電子書籍です。

※各図書館・図書室休館中も電子図書館は利用できます。



水道基本料金の無償化を実施しています

物価高騰対策の取り組みとして、市民の皆さんと市内事業所の経済的負担を軽減するため、水道基本料金の無償化を実施しています。

【問】水道課(三和浄水場)Tel76-3780



期間 7月～9月の検針分(3カ月)

※請求は8月～10月に行います。

※無償化に伴う手続きは不要です。

※従量料金は通常どおり使用水量に応じてかかります。

1カ月当たりの基本料金

水道メーター口径区分	基本料金(税込み)
13ミリメートル	605円
20ミリメートル	704円
25ミリメートル	803円

※他の口径区分に関わる基本料金は、市ホームページをご覧ください。

調整給付金(不足額給付)の受け付けを開始しました

昨年度に実施した調整給付金の対象者で、今年度の不足額給付も対象となる人へ支給案内書または支給要件確認書を順次発送していますので、内容をご確認ください。なお、支給案内書や支給要件確認書が届かない人も対象となることがあります。該当する人は申請をお願いします。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問】臨時特別給付金対策室(給付制度に関する内容)Tel92-9541

市民税課(給付金額の算定に関する内容)Tel22-5111



対象

令和7年1月1日に古河市に住民登録があり「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の条件を満たす人

■不足額給付Ⅰ(令和5・6年中で収入が大きく変わった人、令和6年中に子どもが生まれた人等)

令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税可能額(所得税と住民税)の実績が確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で不足が生じた人

■不足額給付Ⅱ(主に専従者や所得額が48万円以上で、次の①～③全てを満たす人)

①税制度上の扶養親族ではない

②令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割額が非課税(定額減税前税額が0円)

③令和5年度非課税世帯給付金(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)、令和6年度住民税非課税等世帯給付金(10万円)のいずれかの給付対象世帯主、世帯員に該当しない

給付額

■不足額給付Ⅰに該当する人

不足となる差額(1万円単位)

■不足額給付Ⅱに該当する人

原則4万円

申請方法

■支給案内書が届いた人(不足額給付Ⅰ)

原則手続き不要ですが、振込口座変更や受給を辞退する場合は手続きが必要です。令和6年度調整給付金の振り込み実績がある人には、支給案内書が届きます

■支給要件確認書が届いた人(不足額給付Ⅰ)

届いた支給要件確認書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて返送してください。不足額給付Ⅰに該当する人で、支給案内書の対象外の人には支給要件確認書が届きます

■個別に申請が必要な人(不足額給付ⅠまたはⅡ)

給付対象になる場合でも支給案内書や支給要件確認書が届かない場合(専従者や令和6年中に古河市に転入した人など)があります。要件を満たす場合は対象となる可能性がありますので、申請書に必要事項を記入の上、必要書類と共に送付してください

申請期限 10月31日(金)

送付先 臨時特別給付金対策室(〒306-0221 駒羽根1501)